

Bestijding van de dubbele nationaliteit (Japanse vertaling door Prof. Yamauchi)

Citation for published version (APA):

de Groot, G-R., & Yamauchi (1983). Bestijding van de dubbele nationaliteit (Japanse vertaling door Prof. Yamauchi). *Oranda kokusekiho ni okeru Yukokuseki no kokufunku Koseki-Yiko*, (308), 13-25.

Document status and date:

Published: 01/01/1983

Document Version:

Publisher's PDF, also known as Version of record

Please check the document version of this publication:

- A submitted manuscript is the version of the article upon submission and before peer-review. There can be important differences between the submitted version and the official published version of record. People interested in the research are advised to contact the author for the final version of the publication, or visit the DOI to the publisher's website.
- The final author version and the galley proof are versions of the publication after peer review.
- The final published version features the final layout of the paper including the volume, issue and page numbers.

[Link to publication](#)

General rights

Copyright and moral rights for the publications made accessible in the public portal are retained by the authors and/or other copyright owners and it is a condition of accessing publications that users recognise and abide by the legal requirements associated with these rights.

- Users may download and print one copy of any publication from the public portal for the purpose of private study or research.
- You may not further distribute the material or use it for any profit-making activity or commercial gain
- You may freely distribute the URL identifying the publication in the public portal.

If the publication is distributed under the terms of Article 25fa of the Dutch Copyright Act, indicated by the "Taverne" license above, please follow below link for the End User Agreement:

www.umlib.nl/taverne-license

Take down policy

If you believe that this document breaches copyright please contact us at:

repository@maastrichtuniversity.nl

providing details and we will investigate your claim.

オランダ国籍法における

重国籍の克服

ジェラルド・ルネ・デ・フロート
Gerard-René de Groot

(オランダ・リンブルク大学助教授)

山内

惟介・訳

(中央大学法学部助教授)

訳者まえがき

等がある。

「この訳出したのは、Gerard-René de Groot, Bekämpfung der mehrfachen Staatsangehörigkeit である。著者は一九八二年二月以降オランダ王国王立リンブルク大学 (Rijksuniversiteit Limburg) の Hauptdozent (わが国の助教授に相当する) として民法、国際私法及び比較法講座を担当される中堅の学者であって、同国において数少ない国籍法研究者として早くから知られている。さなまに「われまの」主たる業績としては、Kanttekeningen over de familienam (I) (II), Personeel Statuut 1980, 78, 86; De naam van bipatriden, Personeel Statuut 1981, 69, Er komt een nieuwe Wet op het Nederlanderschap, Nederlandst Juristieblad (=NJB), 1981, 1117; Belgisch. Nederlands Taalunieoverdrag, NJB, 1983, 374; Wettelijke aansprakelijkheid en de uit een concubinaat geboren kinderen, Festschrift Henriquez, 1983, 105

訳者は、現在、機会を得てドイツ連邦共和国ミュンスター市にあるヴェストフエーリッschエ・ヴィルヘルム大学の外国及び国際私法・経済法研究所に滞留中であるが、一九八三年六月二〇日、二二日、同大学公法・国際法研究所のアルベルト・フレックマン教授がその担当される一九八三年夏学期「国際法・ヨーロッパ法」ゼミナールにおいて企画された、オランダ南部マーストリヒト市にあるリンブルク大学へのエクスカージョンに参加する好機を与えられた。ここに訳出されたテーマは、六月二二日、リンブルク大学法学部において、ミュンスター、リンブルク両大学法学部学生を前にドイツ語で行われた講演に、若干の加筆を行ったものである。既に我が国においても一九八三年二月、「国籍法改正に関する中間試案」(これについては、本誌一九九号二頁以下)が公表され、これをめぐる論議が行われている(土屋文昭氏「両性平等と二重国籍」民事研修三二六号八頁以下他)。とりわけ、二重国籍回

避のため新たに提言された国籍選択制度についても、論じられるべき点は少なくない。幸いなことに、訳者は、右講演終了後、日本、オランダ兩國の国籍法上の諸問題について、原著者デ・フロート氏と若干の意見を交換することができた。むろん兩國の置かれていた政治的、社会的状況には大きな相違点もあり、単純に外國の制度を参照できないことは言うまでもない。しかし、法文（なお、新法案については、細川清「オランダの国籍法改正法案」民事月報三七卷一〇号二五頁以下（未見）参照）の紹介のみでは探ることの困難な現実の問題状況を知るうえで、この国における最近の動きは我が國の法改正にとつても他山の石となりうる点があるように思われる。

末文ではあるが、多忙な中を特に訳者の希望を入れてオランダ語原稿の独訳文を寄せられた著者の御好意に対し、この機会に改めて深甚なる謝意を表しておきたい。（一九八三年八月六日）

目次

- 一 重国籍の克服
- 二 重国籍の克服に賛成する理由
- 三 重国籍の克服に反対する理由
- 四 評価
- 五 私見
- 六 帰化によるオランダ国籍の取得

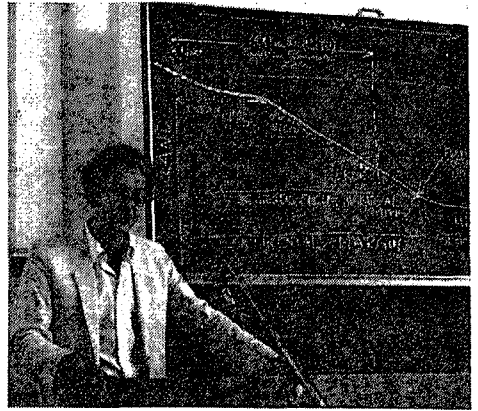
一九八一年六月二三日、オランダ議会に新しいオランダ国籍法案が提出された。同法案の狙いは、主として一九九二年の国籍法中に規定されている現行オランダ国籍法を、国籍法における若干の新しい国際的なすう勢に適合させる点にある。右法案とともに、国籍法に關連する次の三つの国際協定の批准が提案されている。すなわち、

- a 無国籍防止のためのニュー・ヨーク協定
- b 重国籍減少のためのストラスブール協定
- c 無国籍防止のためのベルン協定

の三つである。それゆえ、無国籍を防止し、重国籍取得の希望をできる限り回避することがオランダ新法案の明らかな出発点になっている点は、なんら驚くにあたらない。更にこのオランダの新しい規定は、夫婦が現行国籍法におけるのとは異なつて同等に取り扱われるところまで歩んでいる。

ここに提案された変更に対する評価をより良いものとするために、まず以下において現行オランダ国籍法規定を要約することとしたい。

第一に述べられるのは、出生によるオランダ国籍の取得である。嫡出子がオランダ人とされるのは、その父がオランダ国籍を有する場合である。父が外国人であるが、母がオランダ人であるとき、そして子が父から国籍を承継しておらず、かつオランダで生まれているときは、それにもかかわらず、子はオランダ国籍を取得する。現行国籍法中には、血統主義と生地主義との——私見によれば——興味深い混淆がある。非嫡出子で父から認知されていない



▶ 講演中のデ・フロート氏

国籍法とのもうひとつの著しい相違は、外国人を父母とする子がオランダで生まれ、その父もオランダで生まれている場合においてその母がオランダに居住しているときは、それでも子がオランダ国籍を取得するという点にある。それゆえ、オランダで生まれた第二世代は、自動的にオランダ国籍を取得する。すなわち、ここでも、我々は生地主義の要素をふたたびオランダ国籍法中にみいだすのである。

出生によるオランダ国籍取得の説明に続けて指摘したいのが、選択による国籍取得の可能性である。外国人女性がオランダ人男

者がオランダ国籍を有するのは、その母がオランダ人である場合である。母が外国人であり、オランダ人父が子を認知しているときも、同様に、非嫡出子はオランダ人である。指摘しておきたいのは、これらの規定がドイツ国籍法とは異なっているという点である。ドイツ

性と婚姻している場合、この女性は、選択宣言によりオランダ国籍を取得する可能性を有している。妻がオランダの官庁に対し、みずからオランダ人になりたい旨宣言しているときは、そのことによりこの者は自動的に同国籍を取得する。この規定は同権原則と合致していない。外国人男性がオランダ人女子と婚姻しているときは、彼はこれと同一の可能性を有していないからである。この者がオランダ人となろうとするときは、通常の帰化が必要とされる。おわかりのように、ここにご出席いただいている外国人独身女性は、極めて迅速にオランダ国籍を取得するという興味深い可能性を有しているのである。オランダの青年男子は——国籍の領域でも——必然的にながしかのものを提供させられている。しかし、女性は急がなくてはいいけません。

既に指摘したように、国籍選択規定は同権原則に違反しており、そしてまさしくこの新法案は国籍法においても男女同権を実現しようとしている。ところで、オランダ人女性の外国人配偶者に対しても選択権を与えることはおそらく今後考えられるところであろう。しかしながら、このような解決策は選択されないであろう。というのも、近年かなりひどい例が選択権についてみられるからである。頻繁に生じているのは、外国人女性がオランダ人男子と婚姻を締結し、この選択権のみを得て、もつて婚姻後はオランダ人としてここオランダにとどまり、一定の職業に就くことができるという例である。選択権を外国人男性に拡張することを通じて、オランダ国籍取得のため、仮装婚が頻繁に締結されるという心配がここにはある。それゆえ、右法案の採用後は、オランダ人の外

國人配偶者は帰化させられなければならないであろう。しかし、外国人配偶者は、その他の外国人よりも簡単な条件のもとに帰化することができる。通常、外国人は、五年間オランダに住所を有し、そののちに帰化することができる。オランダ人の外国人配偶者にはこの点は不要である。しかし、他方で、彼（又は彼女）は既に三年間オランダ人と婚姻していなければならぬ。その余の要件は、この者がオランダへの帰化によりその従前の国籍を失わなければならないという点である。そのことが帰化により自動的に行われなるときは、この者はみずから旧国籍を失うよう努める義務を負う。ここには、重国籍をできる限り避けようとする願望の表明がみられるが、この重国籍回避については後になお詳しく述べることにしたい。

はなはだ奇妙なことに、出生による国籍取得の規律に際して、出生による重国籍が克服されるよりはむしろ助長されている点がみられよう。目下ドイツでもそうであるように、その父又は母がオランダ人である場合、子はオランダ国籍を取得する。国籍の重複があまりに大きいときは、特別の国籍喪失規定による重国籍克服の枠内で予防されることとなる。子が出生によりオランダ国籍のほかその出生国の国籍をも取得している場合において、成年に達したのち一〇年間出生国に住所を有しているときは、この者はオランダ国籍を失う。

オランダで生まれた第二世代が自動的にオランダ国籍を取得するという——私見によれば——結構なこの規定も、残念なことに、右法案中にはみいだされぬ。右法案が現在の形式のまま発効す

るならば、この第二世代もまた、オランダ人になろうとする場合、帰化しなければならないであろう。この新しい規定の立法理由のひとつは、おそらくは再び、現在の規定が二重国籍者を生ぜしめているという思考に求められることであろう。

一 重国籍の克服

これまで、既に繰り返して述べたように、右法案は二重国籍者を予防ないしできる限り避けようとしている。こうした願望は、オランダでは一様ではない。ドイツ国籍法においても、かかる願望が例えば一九一三年七月二二日の国籍法第二五条中に述べられている。更にドイツは重国籍の減少に関するストラスブル協定を既に批准している。それゆえ、なぜに重国籍を否定しようとするのかに立ち入って論究することは興味深いものがある。

ところで、右法案の理由書の中にこの問題に対する詳細な情報をみいだすことが期待されるかもしれない。しかし、このことはかなえられない。法案の理由書中、ストラスブル協定の批准について、我々がみいだすのは、極めて簡単な表現でしかない。そのようなものとして我々が目にするのは、理由書五頁の次のような表現である。すなわち、「重国籍の克服は特に国際的な範囲で行われるべきであり、それゆえ、国際的な規定の成立が極めて現実的である」と。このような文章がなんの理由づけにもなっていない点を指摘することはおそらく必要ないであろう。重国籍が否定されるべき場合には、もちろん、このことが国際的な範囲で賢明

に行われるはずである。しかし、右に引用された文章は、なぞに重国籍が回避されるべきかについてそもそもなにも述べていないのである。

右法案理由書は他の箇所では多少とも明確である。例えば、その一〇頁では、次の表現を目にすることができ。すなわち、「重国籍が困難の根源を成している点を指摘し、ストラスブル協定に署名することが正当である」と。しかし、ここでも、この本文はまだ明確ではない。すなわち、その場合、どのような困難が生じうるか、はつきりと言うことを怠っているからである。わずかにひとつだけ述べられている困難は、兵役義務に関して問題が生じうることであろう。しかし、指摘しておきたいのは、兵役義務をめぐる困難もまさしく同じこのストラスブル協定の中で部分的に解決されているという点である。それゆえ、この場合、重国籍についてのストラスブル協定批准の根拠を、この同じ協定それ自体により解決されている諸問題にもつてくることでは、確信をいだかせるに至らないのである。

オランダ政府は、なぜに重国籍ができる限り回避されるべきかを十分に理由づけてはいない。それゆえ、オランダ議会において若干の政党が法務大臣に対しその理由を明確にするよう求めている。しかし、これまでのところ、まだ回答は行われていない。

そこで、この講演では、重国籍の克服に賛成し、又は反対するさまざまな理由を立ち入って探究することとした。その際、いうまでもなく、特にオランダの法律文献中の叙述が取り上げられるであろう。しかし、追加的に、外国文献中の見解もまた言及さ

れるであろう。

二 重国籍の克服に賛成する理由

1 とりわけ前世紀及び今世紀初頭のドイツ及びフランスの文献中で指摘されているのが、国籍とは国家と個人との間で極めて特殊な排他的関係を言うとする点である。それゆえ、国籍は、それと並ぶ第二の国籍を容認しないであろう。これに関して引用されるのは、フランス人ウエイスの次の説明である。すなわち、「国籍……は、分割を認めるものではない。国籍は市民に対し、そのすべての活動、そのすべての忠誠を求めるものである。国籍はその全人格を吸収する。人が二つの祖国を持ちえないこと、あたかも人が二人の母を持ちえないのと同様である」と。重国籍はいわば「精神分裂症」を引き起こすこととなり、とりわけ戦時には二重の兵役義務が生じることとなる。こうした理由づけはおそらく多少とも誇張しすぎのように聞こえるであろうが、しかし、遺憾ながら、こうした論証がまったく非現実的なものではない点は付け加えておかなければならない。

ただ、これに関してなお指摘されなければならないのがある種の相対化であつて、これはフラヴェルトにより、彼の著書『国家と国籍』の中で行われている。すなわち、「……そのようなものとして、これとは逆に、戦争という対決手段を許していない法体系のもとでも、疑いなく重国籍の生ずることが判明する。一般的にいえば、重国籍は、国籍抵触の事例を和らげたりまた取り去った

りすることができるよう組織的に権限配分を行つてゐる法のもとでも疑いなく生じているのである」と。

2 重国籍に反対する次の理由は費用である。国民は国家に対し事情によっては金銭を費させている。フロニンゲン大学のブルナー教授は、オランダにおける重国籍についての討論の中でこの点を指摘していた一人である。ブルナーが強調しているのは、オランダがその物質的な裕福さ、そして社会保障立法の質のために多くの外国人にとつて魅力的なものとなつてゐるという点であつた。重国籍を克服しなければ、多くの者は他の国籍とともにオランダ国籍をも持つこととならう。その場合、これらの者はオランダに定住する権利を有する。重国籍の奨励は、それゆえまた移民を奨励する作用をも持つてゐる。ブルナーの考えによれば、移民の奨励はオランダの現状にとつて好ましいものではない。それゆえ、オランダ国籍を有することにあまり寛大にはならず、少なくとも多くの者が他の国籍のほかにオランダ国籍をも有することを避けるのがよいであらう。

3 更に問題となりうるのは、重国籍がすべての人間の原則的同権と合致するものであるか否かである。重国籍を有することは人々にとつてたいい是有利なものである。まさしく不穏な時代においてこそ、重国籍は、決定的なものとなりうる。重国籍を持つていれば、人は複数の国に定住する権利を有する。例えば、第二次世界大戦中、まさしくこの権利が多数の二重国籍者の生命を救ふこととなつた。しかし、若干の者が重国籍を有するおかげで他の者よりもより良い地位に置かれることは果たして正しいので

あらうか。とうてい理解できないような理由から、このようにしてこれらの者に対し長所が与えられなければならないものである。重国籍はおそらく相続財産についても、関係者がそれについて必要最小限の相続税しか支払わないようにする結果をもたらすであらう。言い換えれば、重国籍は、若干の者に対し、おそらくは不当な実際上の差別をもたらすのではないか。これらの問題は後になお立ち入つて論評されるであらう。

4 重国籍に反対する更に今ひとつの理由は、国籍が法律効果について連結点として用いられる場合に、国籍の抵触により多くの困難が生じるという点である。特に知られてゐるのは国際私法上の諸問題であるが、これについてはなお幾分か詳しく立ち入ることとしよう。そのほかにも、租税法、行政法(兵役義務)、国際法(外交保護)等において国籍抵触にからむ諸問題があらわれてゐる。

国際私法では、国籍がしばしば連結点として用いられてゐる。重国籍の場合、連結はそれほど明らかではない。その場合、国籍に代えてなにに連結されるべきか。この範囲で重要なのが実効的国籍の理論である。重国籍の場合、実効的国籍に、すなわち、当事者がもつとも密接な関係を有している国の国籍に連結されるべきであらう。しかし、このような場合に実効的国籍を調査することはやっかいであり、面倒である。もちろん、一般的には、個人がどの国との間でもつとも密接な関係を有しているかを迅速に判断することはまさしく簡単なことではない。それゆえ、これに関連して、重国籍の回避によりできる限りこのようなやこしい連

結を予防するようという希望が聞かれるのもよく理解されるところである。けれども、幾人かの著者が再び指摘しているところによれば、国際私法上重国籍はもはや無条件に克服されなければならぬものではない。というのも、国籍という連結点は国際私法において近年どのみちますます重要性を失つてきているからである。そして、住所に連結される頻度が高まっています。

5 重国籍の克服に賛成する最後の論拠は重国籍それ自体の減少のためのストラスブル協定の存在である。多くのヨーロッパ諸国はこの協定に署名しており、そのうちの多数は既に批准もしている。このことをもつてしても、重国籍の克服は国籍法における明白な国際的すう勢であり、こうしたすう勢から一国が離れるには十分な理由がなければならぬのである。私の見解では、その理由はおそらく存在することであろう。すなわち、問題とすることができるのは、ストラスブル協定によつて宣言されているすう勢がその後今日までの間に古くなつていないかどうかという点である。ストラスブル協定は長年にわたる準備作業ののち成立したものである。ストラスブル協定のための準備作業が始められたとき(一九五〇年代初期)、既にヨーロッパ理事会が存在していた。ヨーロッパ共同体はまだ話題にのぼつていなかったのである。それ以後、三〇年が経過している。五〇年代初期に望ましいものと思われた二重国籍の克服が八〇年代の半ばでも、そしてヨーロッパが——幸運なことに——かなり統合されてきているときでも、なお依然として望ましいものであるか否かが問題とされるのである。

これに関連して更になお指摘したいのが、二重国籍克服のための協定作成を委託する旨のヨーロッパ理事会決議が過半数ギリギリで採択されたという点である。注目に値する少数の見解はまさしくこれと正反対のこと、つまり二重国籍の奨励を行つていたのであった。

三 重国籍の克服に反対する理由

1 ところで、重国籍の克服に賛成する理由を挙げる場合、既にして重国籍の克服に反対する理由も述べられていることとなる。まず指摘されるのは、二重国籍の克服がお互いに戦争を行つていない国々の間では必要がないという点である。これに関連してジェスレン・ドリペイラ教授の言葉を引用するならば、彼が指摘するように、多数の祖国をもつ者は国境を、それゆえ国家間の対立を和らげる。多数の祖国をもつ者は国家間の滲透を招き、国家のアイデンティティの喪失を惹起し、それゆえ、平和を促進するのである。

2 ヨーロッパ共同体の内部では、二重国籍の克服に反対する今ひとつの理由を挙げる事ができる。

ヨーロッパ共同体協定は労働者の自由移動を奨励している。プレックマン教授がつい先日指摘していたように、まさしく重国籍の克服はヨーロッパ共同体内部では多少とも非論理的で理屈に合わないものである。プレックマンのそれを逐字的に引用すると、「更にヨーロッパ経済共同体内部では二重国籍により、外国人労

働者の統合を促進するというヨーロッパの諸条約の目標がまさしく理想的に達成されるのである」。

3 重国籍の克服に反対する——私見によれば——極めて重要な論拠は、再びジェルスン・ドリペイラによれば、「二重国籍は外人の第二世代にとつてすぐれた移行形式であつて、かかる形式が、これらの者に対し、その父母及び出身国との間の関係を社会的観点及び国籍の観点で中断することなしに、オランダにおいて将来を期待するのを明らかならしめる手助けとなつているのである」。

ドリペイラのこの言葉については後に立ち入つて論評することとしよう。

4 しばしば指摘されているのが、二重国籍は個人にとつて有利だという点である。こうした長所は当事者から取り上げられてはならない。重国籍が有利になりうるといふ点に反対するつもりはないが、問題は、幾人かの者に与えられたそれを、長所と言ふ十分な理由があるか否かである。もし十分な理由になつていないとすれば、そうした長所も現実には不当な差別となる。この点は既にあらかじめ指摘しておいたところである。

私見によれば、こうした長所に賛成する理由は往々にして存在する。私はそれを出生によつて重国籍が生じる事例に限定することとした。

子、言い換えれば人は、その親族とコンタクトを持つて家族生活や営む権利を有している。すべての親族がひとつの国で生活しており、しかも子がこの国の国籍を有するときは、この権利は十分に保障されている。しかし、子の父母が相異なる国籍を有する

場合でも、子がこれら二つの国におけるその親族との間でコンタクトを持つことができるならば、同じようにこの権利が保障されるにちがいない。こうした保障は、これら二つの国の国籍が子に對し与えられることによつて、確保されることが出来る。それゆゑこのような子の二重国籍は、この者が親族の点で両国に属しているという点にみられる現実の承認なのである。

四 評 価

二重国籍の克服についての賛否をめぐる論拠の概観に続けて、私はみずからがこの題材についてどのような独自の立場にあるかを示すこととしよう。しかし、その前に、あらかじめ国籍の「本質」についてなお若干の論評を行うこととしたい。

国籍については、極めて感銘深い言葉が書かれている。私が、記憶しているのは、「相互の忠誠関係」という概念である。東ヨーロッパの国籍に関するハンドブックや註釈書の文章も結構なものであり、そこには、特定の東ヨーロッパの国籍を有することがいかに大きな名譽であるかが詳しく述べられている。この種の叙述は国籍に対していわば栄光(後光)を与えるものである。国籍の付与は、このようなほとんどの神秘的といつてよいような論評を通じて多少とも宗教的儀式となつてゐる。帰化は神恩を信徒に与えるような儀式となり、国家に対するふるまいがよろしくない者には罰として国籍剝奪という形式で破門が行われる。国籍が感情の面で強い価値を有することは、事実、誰も否定できない。しかし、

我々は、このような感情の面での価値を重視し、あるいはまた、そのことからそれ以上に我々の国籍立法において、国籍について寛大であつてはならないという結論を引き出すことは警戒しなければならぬ。

このような感情の面での価値を強調するのはナショナルリズムの表明であり、ナショナルリズムは危険であり、事情によっては、生命にかかわるものである。この点は、今世紀の歴史が我々にはつきりと教えているところである。国籍が持っているこうした感情の面での価値を強調するならば、重国籍をできる限り奨励することにおおいに賛成することとなる。

けれども、既によく理解されているように、それでも私は、まさしくこうした国籍が持っている「後光」を多少とも相対化し、そして国籍を特に法技術的にも評価したい。法技術的にみると、国籍はクラッチのような結合のための概念であつて、この概念はそれ自体なら内容を持つてはいない。ここで引用されるのが、ハーグのアッセル研究所国際法部門のメイストル、コ・スワン・シク部長が一九八一年に書いた次のような一文である。すなわち、「個人にとつて概念的効果であるような権利・義務は存在しない。権利・義務は国籍それ自体を理由として存在するものではなく、むしろ、国籍という連結点をそれぞれの権利・義務の人的適用範囲の決定のために用いている他の法源から生じるのである。この人的適用範囲の決定は国内法規及び国際法規の双方に関連している。」。

各国はもちろん多くの権利・義務を人々に配分しなければなら

ない。権利・義務を持つのはどのような人かを、すべての権利・義務について個別的に詳しく書き換えなければならないとするならば、おそらくは効果のないものとなる。むしろより容易なのは、ある人的グループを定め、もつてそれらの人々が、原則として多くの権利を承認され、多くの義務を課されることができるとに密接な関係がある国との間で有しているとすることである。これらの者は、その国により「その国民」と書き換えられている。これらの者はその国の国籍を取得する。このことにより、国家は、権利・義務の帰属（配分）を国籍に結び付けることができる。その際、国家は必要性に応じて、なお付加的な配分基準を（累積的又は択一的に）用いることができる。

かくして、国籍概念の利用はごく実効的なものである。もし、この概念を放棄する（もはや用いない）ならば、新しい連結概念（例えば、英米の住所概念のような「有資格住所」概念）の利用が必要となる。新しい概念の長所は、むしろ、その利用をもつて、国籍概念が持つ後光を取り除くところにある。

しかしながら、国籍概念を今後引き続き利用することは、国際法の観点からも必要である。民族国家が国籍を連結概念として用いるだけでなく、国際法上も法律効果は国籍を経由して個人に結び付けられている（例えば、外交的保護）。その際、国際法は、興味深いことに、ある者が特定の国籍を有するか否かの決定を国内法たる国籍立法にからしめている。なるほど、国際司法裁判所は、内国の国籍立法を経由して取得された国籍が、いずれか特定の国家との間での現実的關係の表明であることを要求してはい

る(「ジェニユイン・リンク」、ノノテボーム裁判)。それゆゑ、国際法は、国内の国籍規定を留保つきで受け入れているのである。しかも、国家が、自国国籍を付与するにあつて、国際司法裁判所の「ジェニユイン・リンク」という基準を必ずしも心に留めなければならぬということはない。ただ、そうしない場合には、国家は、自国国籍に対してなんら国際的な効果が結びつけられない点を甘受しなければならぬ。このような二重の(国内法上及び国際法上の)国籍概念を避けるためには、それゆゑ、国籍の配分にあつて、「ジェニユイン・リンク」という基準が重要となる。そのほか国籍は、その付与が早すぎなければ、国内法上の連結概念としても効率的なものとなる。

これまでの考察から、重国籍について一応の私見を明らかにしておこう。私は、重国籍の克服を望ましいこととは思わない。重国籍の付与は往々にして、個人が多数の国家との間で極めて密接な関係を持つていゝという点にみられる現実の承認なのである。他方において、私は、多数の祖国をもつ者をできる限り奨励するという点に賛成するものでもない。重国籍を確実に克服することは決して不必要なことではない。国籍、したがつてまた重国籍は、個人がある国家との間で現実的關係を持つていゝことの表明でなければならぬ。その場合にのみ国籍は、国内法及び国際法上良い連結概念となりうるのである。

五 私 見

既にかなり時間を費してはいるが、それでもなお、新しいオランダ国籍法草案に対する部分的批判として、若干の具体的要望を述べておきたい。

私見によれば、子が血統主義により父及び母から国籍を承継することができるのは、良いことである。そのことが男女同権のひとつの効果でなければならぬという点を承認する国の数はますます多くなつてきている。指摘されるのは、スカンディナヴィア諸国、ドイツ、スペイン等における国籍立法の変更である。最近、イタリアもまた、そのような裁判を行った。今年二月一〇日、ローマの憲法裁判所は、出生によるイタリア国籍の取得に関するイタリア国籍法の規定を違憲と判断した。この裁判は、二月一〇日以降、外国人を父とし、イタリア人を母とするすべての子がイタリア国籍を(も)有するという結果を生ぜしめていゝ。オランダもまた、このことから結論を得なければならぬ。けれども——私見によれば——問題なのは、オランダ国籍法の変更の際に、父母の一方をオランダ人とするすべての子にオランダ国籍を付与することが果たして必要かどうかである。

このような子がオランダで生まれているか、又は、外国で生まれているが、その父母の一方がオランダで就労しているならば、オランダ国籍の付与は、この個人がオランダとの間で現実的結び付きをもつていゝことの承認であるように思われる。外国での出

生の場合、このことは一般にそれほど必要ではないように思われる。このような場合において、父母がともにオランダ人であるときは、私は、オランダ国籍を付与するであろう。しかし、父母の一方がオランダ人である場合、私が子に対してオランダ国籍を与えるのは、その親自身がオランダで生まれている（又は、外国で生まれていても、その者の父母の一方がオランダで就労していた）ときのみである。それゆえ、私ならば、外国で生まれた第二世代に対してはオランダ国籍を与えないであろう。けだし、私見によれば、この場合、オランダに対する関係ははるかに遠く隔たっているからである。しかし、おそらく、一定の例外はあつてもよいであろう。この点については、なお後に立ち返ることとしよう。

オランダでの出生によるオランダ国籍の取得——生地主義——に関して弁護しておきたいのは、これによつて、潜在的な無国籍者が自動的にオランダ国籍を取得するか、又は少なくともオランダ国籍を選択する無条件の権利を有するという点である。

出生によるオランダ国籍の取得については、それゆえ、私は、血統主義の要素を出発点である生地主義とある程度かけ合わせ、オランダとの密接な関係の表明であるオランダ国籍の取得をこれまで以上に多く認めることとしたい。

これに関連して更になお指摘するならば、残念なことに、オランダの地で生まれた第二世代が自動的にオランダ国籍を取得する旨の規定がもはや右法案中には置かれていない。私自身は、この規定を、オランダとの結び付きがあるという現実を認めた良いものであるとみており、それゆえ、将来においても、この規定を同

法中に取り入れることを推薦しておきたい。

六 帰化によるオランダ国籍の取得

ある者が長期間住所をオランダに有していたか、又はその他の方法で（例えば、オランダ国民との婚姻を通じて）オランダ社会と密接に結合されている場合、この者にオランダ国籍が付与されるか否かは重要である。

ここでも、再び現実を承認するか否かという例が登場する。右法案中、帰化に関しては、当事者がその旧国籍を失うよう、すべての成しうることを行わなければならないという点がつねに要求されている。こうした要求が良いか否かは特に疑問とされる余地がある。帰化は、オランダでは、ある者がオランダと密接な関係を有していることの承認である。当事者がこの瞬間までいずれか他の国籍を有していたならば、この者は帰化まで当該国に対して密接な関係（ジェニユイン・リンク）を有していたことになる。当該国との間でのこの「ジェニユイン・リンク」が帰化をもつて突然になくなると主張することは、おそらく非現実的であろう。このような事例において帰化を許すことは、おそらく現実を承認することとなる。更に疑問なのは、従前の国籍の放棄を要求することが、必要とされている、個人の人格の尊重に触れないかどうか、そしておそらくは基本的な人権に触れるのではないかといい点である。

結局、従前の国籍を捨て去るよう要求することは、他国の内部

事項への不当な干渉であろう。

帰化に際して旧国籍をできる限り失うよう努力しなければならぬとする要求に対立しているのが、他国籍を自由意思により取得するときは、その者はオランダ国籍を失うという規定である。ここでもまた、他国への帰化の直前にオランダとの密接な関係をここで肯定することが、そして帰化の直後にこれをもはや肯定しないことが現実的か否かが問題とされよう。移行期間を設け、帰化後若干の期間（五年ないし一〇年）を経てのちに、はじめてオランダ国籍が喪失される旨定めることは、それほど現実的ではないことなのであろうか。帰化について更になお紹介したいのは、次のような規定である。すなわち、世界各国はそれぞれ、人がその国に比較的長い（あるいは、それ以上に長い）期間滞在した後、帰化を申請することができる旨定める可能性を有する。その場合申請者が当該国との間で関係を保持しているか否かは、帰化手続において審査される。さまざまな理由から、帰化が拒否されることもある。例えば、問題となるのは、ある者が極めて長期間（ここで想定されているのは、約二五年である）ある国に滞在した後、無審査のまま帰化を求める権利、それゆえ、ある種の「帰化請求権」又はその他文言化された無条件の選択権を持つべきかどうかという点である。

これに関しては、ある国の国民と婚姻している外国人の地位について特に注意することが重要であろう。現行のオランダ国籍立法における選択権はしばしば濫用されている。それゆえ、この選択権をもはやこれ以上拡張しないようにするのは、よく理解でき

るところである。将来において、オランダ人の配偶者たる外国人は、婚姻後既に三年が経過した後は、簡易帰化を求める権利のみを有することとなる。そのことによつて、国籍法上の仮結婚もまれなものとなる。しかし我々は、それゆえに仮結婚の問題性が消滅すると考えてはならない。この問題は、他の法領域によつてしか片をつけられないものだからである。すなわち、国籍選択手続の大きな長所は、オランダ人男性と婚姻している外国人の妻が選択宣言を利用することによつてオランダに滞在する権利を得ることができる点、それゆえ、夫婦がともにオランダに居住できる点にある。しかし、右法案中では、外国人妻はもはやこうした選択権を持つておらず、したがつて、夫婦がオランダに共同して生活できるためのなんの保証も存在しない。それゆえ、こうした権利は外国人法において保障されなければならない。これに関して指摘されるのは、市民的権利及び政治的権利に関する国際規約（ニュー・ヨーク、一九六六年二月一六日）第二三条第二項「婚姻をすることができ年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる」である。婚姻を締結する権利は——私見によれば——婚姻の形式的な儀式だけでなく、特に一緒に生活する権利にも関連している。というのも共同生活こそ婚姻の本質にほかならないからである。夫婦は、世界中のどこかあるところと共同生活する可能性を持つていなければならぬ。このことは、今までは外国人妻の国籍選択権によつて保障されていた。この選択権が廃止されるならば、外国人法が——前述のように——この保障機能を引き受けなければならない。そうでなければ、選択権

の再導入が必要となる。

このほか、なお簡単に論評を加えておきたいのは、内縁関係についてである。前述の国際規約第二三条第二項に基づいて婚姻における共同生活が保障されなければならないとすれば、婚姻証明書のない共同生活(内縁)も保護に値するか否かが問われるべきであろう。

オランダ国籍喪失の規定については既に先ほど述べたとおりである。外国で生まれたオランダ人が、その成年年齢に達して後一〇年間、その出生国であつて、同時にその出生によりオランダ国籍のほかにその国籍を有する国に住所を有するときは、この者はオランダ国籍を失つとする規定は、良いものと思われる。国籍とは——私が今日既に繰り返し強調したように——オランダとの間での現実的關係の表明でなければならぬ。それゆゑ、国籍が失われる時点もまた現実に存在していなければならない。ある者が常時外国で生活していたならば、この者はオランダに対する関係をまず失つてゐるのである。「ジェニユイン・リンク」はもはや絶対に問題にはならない。ただ、先の叙述について、なお二つだけ注記しておこう。その第一として、私自身は一〇年という期間をやや短すぎるものと考えている。当事者がその住所をおそらくオランダに移そうとしても、一〇年ではまだその状態になつていないであろう。ただし、例えば、その者はそこで大学の課程を終了しようとするであろうからである。この期間を更に五年ないし一〇年延長することができれば望ましいものと思われる。

この点以上に、なお原理的な注記をすることとしよう。国籍喪

失条項の背後にあるのは、このような事例にあつては、当事者はもはやオランダに対する現実的關係を持つていないとする思考である。当事者がオランダ人であつて、例えばアメリカ合衆国、ラテンアメリカ、オーストラリア等で生活し、しかもその国籍を持つてゐるという場合には、この点に賛成されることであろう。

けれども、当事者がオランダの国境からすぐ近くの例えばヴレンホーヴェンで生活し、マーストリヒトで仕事をしてゐるという場合にも、このような理由づけに賛成されるであろうか。ヨーロッパ共同体内で生活し、仕事をしてゐるすべての者については、おそらく例外が設けられなければならないのではあるまいか。

もちろん、その場合、このような例外は、国籍立法上その他の点でも効果を持つてはならない。帰化によるオランダ国籍の喪失もまた、そうした帰化がいづれか他のヨーロッパ共同体加盟国で行われているときは、生ぜしめられてはならない。そして、父母の一方がオランダ人である場合の血統主義によるオランダ国籍の取得についての私の提案もまた、この限りで、「子がヨーロッパ共同体内で生まれてゐるときもまた、これによりオランダ国籍が取得される」というように改められなければならない。ヨーロッパ共同体内部では労働者の自由移動により、各自が常に他の諸国と密接なコンタクトを維持することができるという点をもちろん我々は承認しなければならない。結局、ヨーロッパ共同体内の重国籍というひとつの歩みは、ヨーロッパ旅券が導入されるならば、ほとんど困難を生ぜしめることもないであろう。